閲覧用

福島市
農業・農村振興計画

令和９年度　▶▶▶　令和 12 年度

魅力あふれる農業を満開に
～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～

素　案

※本計画における数値は、原則として表示単位未満の数値はすべて四捨五入しており、
内訳の数値と計の数値が一致しない場合があります。

はじめに

本市は、全国２位の農業産出額を誇るモモに代表される果実のほか、稲作、畑作等の地域ごとに特色のある生産が営まれ、県内有数の産地を形成しております。本市では農業を基幹産業と位置付け、地域経済の牽引役として振興を図ってまいりました。

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な農産物の生産の場としての役割だけではありません。例えば、水田は雨水を一時的に貯留し洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれる等、大きな役割を果たしております。

今日の本市の農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、農業者の高齢化・後継者不足による担い手の減少、遊休農地の拡大等、大変厳しい状況にあります。

このような中、新たな「福島市農業・農村振興計画」では、福島市の目指す姿を「魅力あふれる農業を満開に～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～」とし、その目指す姿を実現するための基本方針として、「担い手確保」、「稼げる農業の実現」、「農村の振興」、「農産物の魅力最大化」、「ＤＸ・ＡＸの推進」、「農業振興のための連携」の６つを掲げました。「ＤＸ・ＡＸの推進」、「農業振興のための連携」は、他の４つの基本方針に係る共通の基本方針として位置付け、各種施策を展開してまいります。

計画の推進にあたっては、農業者や農業関係団体はもちろんのこと、市民の皆さまにも、農業・農村のもつ役割を十分に理解いただき、食生活の改善や地域で生産された農産物の消費拡大に努める等の大切な役割があります。ともに私たちの強みである本市の農業・農村をともに磨き上げていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました福島市農業振興審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました皆さまに対し、心から御礼申し上げます。

令和９年〇月

福島市長　馬場雄基



目　次

第１章　計画策定の考え方

第１節　策定の目的・・・

第１章

計画策定の考え方

第１節　策定の目的
第２節　計画の位置付け
第３節　計画の期間
第４節　計画の推進

【福島市観光ＰＲキャラクター　ももりん】

　平成８年に誕生した福島市観光ＰＲキャラクターです。例年４月上旬に吾妻山の雪解けが始まると吾妻小富士の山肌に現れるうさぎがモチーフになっています。17,000 通の公募の中から福島市特産の果物である「モモ」と「リンゴ」にちなんで「ももりん」と名付けられました。平成 26 年には「ももりん」のライバルとして「ブラックももりん」も誕生しました。



第１節　策定の目的

「福島市農業・農村振興計画」は、福島市農業・農村振興条例（平成 13 年条例第 31 号）の目的や基本理念に基づき策定しており、令和３年度策定の前計画では、目指す姿を「魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています」とし、諸施策・事業の推進に努めてきました。

現在、本市の農業においては、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少及び遊休農地の拡大、気候変動の影響等、農業を取り巻く情勢は依然として厳しいものとなっています。

そのような状況の中、農業の振興はもとより、農業・農村の有する多面的な機能[1]が将来にわたって発揮され、農業・農村が持続的に発展し、次の世代に引き継がれていくことが求められています。

本計画は、農業・農村を取り巻く課題に対応し、今後の本市の農業・農村振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の農業・農村の一層の振興を図ることを目的として策定するものです。



撮影：市民フォトグラファー　梅津直樹さん　『平田地区　「田起こしのトラクター」』

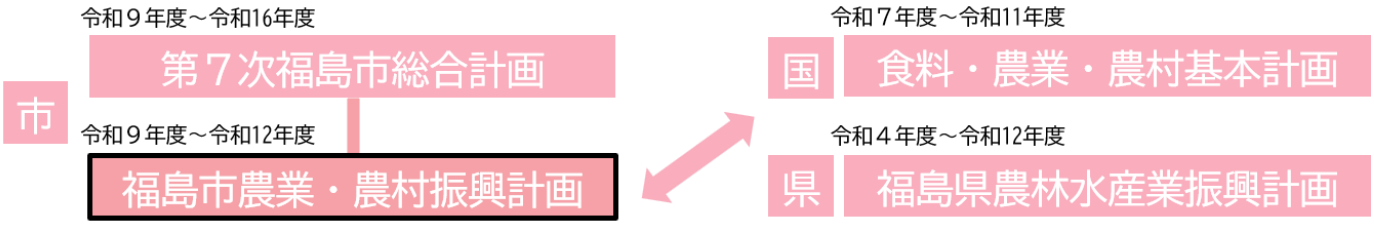
[1] 米や野菜、果物等を生産するだけでなく、洪水や土砂崩れを防止する、文化を継承する、景観を保全する等の様々な機能を有すること

第２節　計画の位置付け

本計画は、本市の新たなまちづくり全体の指針となる「福島市総合計画」の個別計画とします。

本計画は、同総合計画の「多様な産業が成長し、経済が豊かなまち」の基本方針を踏まえ、農業・農村に関する各種計画の最上位計画として、本市の農業・農村の振興を図るための基本的な指針とするものです。

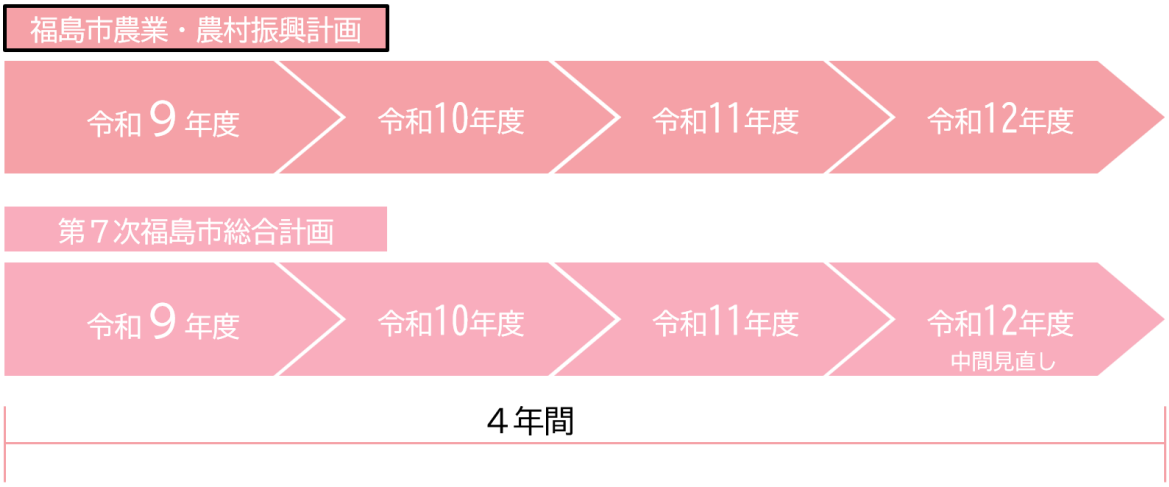
また、国や県が定める農業・農村に関する計画の趣旨も踏まえるものとします。



第３節　計画の期間

計画期間は、令和９年度を初年度とし、第７次福島市総合計画の中間見直し年度である令和１２年度を目標年次とした４年間とします。

なお、計画期間中に計画の内容を大きく変えざるを得ないような状況が生じた場合については、柔軟に見直し等の対応を行います。



第４節　計画の推進

計画の推進にあたっては、次のとおり、市だけでなく、農業者及び農業関係団体や市民の皆さまにも大切な役割があります。

また、本計画に掲げた各種施策の進捗状況や成果については、年度ごとに点検と評価を行い、これに基づき効率的かつ効果的な施策展開を図ります。

１　市

本市農業及び農村の目指すべき姿の実現に向けて、地域の特性に配慮しながら、国、県、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と緊密に連携を図り、本計画の基本方針に沿って、施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、国、県等の予算や農林業振興基金を活用するなど財源の確保に努めます。

２　農業者及び農業関係団体

自らが安全な食料の安定的な供給を図り、自給率の向上に努めるとともに農村及び地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むことが求められます。

３　市民

農業及び農村について理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることによって、地域農産物の消費者として、その農産物の持続的な供給に寄与しつつ、その消費及び利用の促進を図ることにより、農業及び農村の振興に協力することが求められます。



第２章

農業・農村を取り巻く環境

第１節　農業・農村の現状
第２節　農業政策の動向

【種まきうさぎ】
　例年４月上旬に吾妻山の雪解けが始まると吾妻小富士の山肌にうさぎの形をした残雪（雪うさぎ）が現れます。古くから農家の方が春になると現れる雪形を目安に種まきを開始したことから別名「種まきうさぎ」とも呼ばれ生活に溶けこんでいました。自然が作り出す美しい雪うさぎは毎年福島へ春の訪れを告げてくれています。「ももりん」もこの雪うさぎがモチーフになっています。



第１節　農業・農村の現状

国内では、農業者の減少・高齢化が著しく進行しています。基幹的農業従事者[2]は、2000 年の 240 万人から 2024 年には 111 万人と半減し、その年齢構成のピークは 70 歳以上の層となっています。農地は、人口 1.2 億人分の国内需要を賄うために必要な面積の３分の１程度しかない状況です。

また、農村、特に中山間地域等の条件不利地域では、人口減少・高齢化が都市よりも進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されます。

さらに、近年の気候変動や自然災害の激甚化・頻発化、国際情勢の不安定化、食料安全保障上のリスクの高まり等、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。



撮影：市民フォトグラファー　渡部司さん　「畑仕事」

[2] 15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

第２節　農業政策の動向

１　国の動き

国は、「食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しています。

農業を取り巻く情勢が変化したことから、令和６年に基本法が改正され、令和７年には新たな計画が策定されました。

基本計画では基本法に掲げる、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的な発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」の５つの基本理念に基づき、施策の方向性を具体化する観点から、計画期間を５年間とし、農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

また、農業経営基盤強化促進法改正に伴う地域計画の法定化や、スマート農業技術活用促進法施行等、農業関連法の整備も進められています。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

法律の概要

食料安全保障の確保

(1) **基本理念**について、
①「**食料安全保障の確保**」を**規定し**、その定義を「**良質な食料**が**合理的な価格**で**安定的に供給**され、かつ、**国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。（第２条第１項関係）

②**国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図る**ことで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持が図られなければならない**旨を規定。（第２条第４項関係）

③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者**により**その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない旨を規定。（第２条第５項関係）

(2) **基本的施策**として、
①**食料の円滑な入手（食品アクセス）**の確保（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入**の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）

②**収益性の向上**に資する**農産物の輸出の促進（輸出産地の育成**、生産から販売までの関係者が組織する団体（**品目団体**）**の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓**の支援等）（第22条関係）

③価格形成における**費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) **新たな基本理念**として、**食料システムについては**、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減**が図られることにより、**環境との調和**が図られなければならない旨を規定。（第３条関係）

(2) **基本的施策**として、**農業生産活動、食品産業の事業活動**における**環境への負荷の低減の促進等**を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

(1) **基本理念**において、**生産性の向上・付加価値の向上**により**農業の持続的な発展**が図られなければならない旨を追記。（第５条関係）

(2) **基本的施策**として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全**、先端的な技術（**スマート技術**）**等を活用した生産性の向上**、農産物の**付加価値の向上（知財保護・活用等）**、農業経営の支援を行う事業者（**サービス事業体**）**の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和**等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

(1) **基本理念**において、**地域社会が維持**されるよう**農村の振興**が図られなければならない旨を追記。（第６条関係）

(2) **基本的施策**として、**農地の保全に資する共同活動**の促進、**地域の資源を活用した事業活動**の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（**農泊**）の促進、障害者等の農業活動（**農福連携**）の環境整備、**鳥獣害対策**等を規定。（第43条から第49条まで関係）

出典：農林水産省ホームページ
https://www.maff.go.jp/j//basiclaw/index.html

２　県の動き

県は、農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにするため、「福島県農業・農村振興条例」に基づき、令和３年に「福島県農林水産業振興計画」を策定しました。国の「食料・農業・農村基本法」改正に伴い、令和７年に「福島県農業・農村振興条例」が改正され、令和８年には「福島県農林水産業振興計画」も一部見直しが行われました。

同計画では『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標に、産地の生産力と競争力の向上や活力と魅力ある農山漁村の創生により、農林漁業者をはじめ、県民が「ふくしまならでは」の新しい農林水産業・農山漁村を実感できるよう、施策の展開を図っていくとしています。



出典：福島県ホームページ
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/norinkikaku4.html

第３章

福島市の農業の現状

第１節　福島市の特色
第２節　統計データ

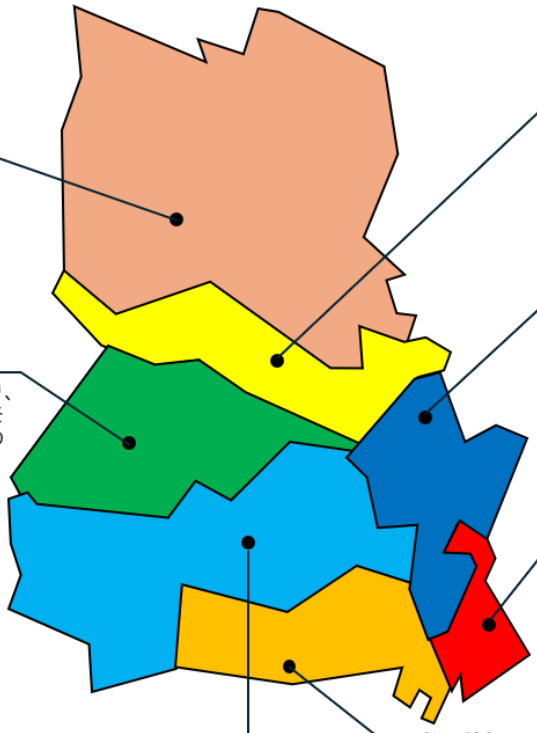
【ミスピーチキャンペーンクルー】

　福島県は全国有数のくだもの産地です。都道府県別で、福島県はモモの栽培面積・生産量とも全国第２位となっています。このモモを中心にナシ、リンゴ等の福島産くだもののイメージアップを図るため、全国各地のイベントや量販店等で福島のくだものと福島のＰＲ活動を行っているのがミスピーチキャンペーンクルーです。昭和 38 年の初代桃娘から始まり、40 年以上の歴史があります。



第１節　福島市の特色

福島市は、福島県中通り地方の北部に位置し、東西 30.2㎞、南北 39.1㎞、面積 767.72㎢の緑豊かで自然に恵まれた広大な市域を有しています。東には、丘陵状の阿武隈高地、西には、磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰があり、吾妻山系を源とする荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東方を流れる阿武隈川へ注いでいます。市域の中央には、信夫山が位置し、四方に市街地が開けており、農地、森林へと広がりを見せ、気象概況は、奥羽山脈と阿武隈高地に囲まれた盆地特有の内陸性気候を示しています。



北福島地区（清水・北信・信陵）
果樹や水稲を中心とした経営が主体で、一部に野菜を組み合わせた複合経営も行われています。

東部地区（中央・渡利・東部・立子山）
きゅうりを基幹作物とした施設園芸の産地形成がされています。都市近郊地の立地条件を活かした野菜専業農家も多く、山間部においては、果樹や花き、花木の生産も行われています。

飯野地区
丘陵地に広がる傾斜地の畑が多く、水稲を中心とした野菜、果樹、畜産、花きとの複合経営が行われています。

松川地区
水稲を中心とし、果樹、野菜、花きによる複合経営が行われています。果樹はリンゴ、野菜はきゅうりが中心となっています。

南地区（杉妻・蓬莱・吉井田・西・土湯温泉町・信夫）
水稲に果樹を組み合わせた複合経営が主体となっています。果樹はモモを中心にリンゴやブドウ、花きの小菊などが栽培されています。

吾妻地区
伝統あるナシの生産地として知られており、畑地かんがいを利用したナシ、リンゴ、モモなどの果樹を中心に、水稲や花きを組み合わせた複合経営が行われています。

飯坂地区
モモ、リンゴを中心に、一部にブドウ、ナシ、オウトウを組み合わせた果樹単一経営が多く行われています。

第２節　統計データ

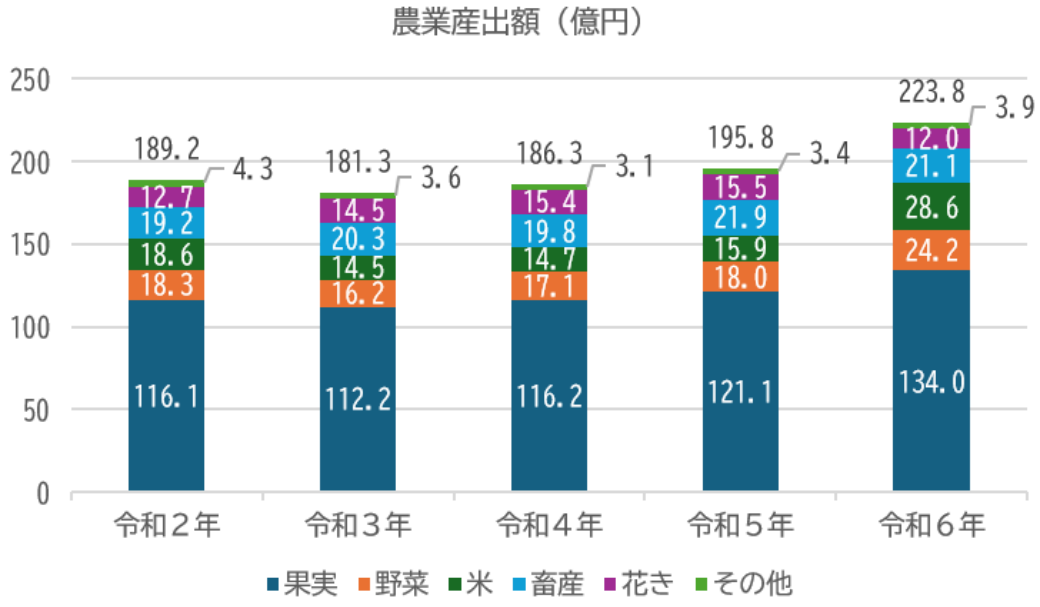
１　農業産出額

本市の令和６年の農業産出額は、223 億 8 千万円となっており、令和２年と比較すると 34 億 6 千万円、18.3%増加しています。区分別にみると、果実の割合が高く約６割を占めており、品目としてはモモ、日本ナシ、リンゴを主体とした多種類の果実が生産され、令和６年の市町村別農業産出額で日本ナシは全国１位、モモは２位、リンゴは 16 位となっています。

（単位：億円）

区分		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	
							構成比
農業産出額		189.2	181.3	186.3	195.8	223.8	－
	果実	116.1	112.2	116.2	121.1	134.0	59.9%
	野菜	18.3	16.2	17.1	18.0	24.2	10.8%
	米	18.6	14.5	14.7	15.9	28.6	12.8%
	畜産	19.2	20.3	19.8	21.9	21.1	9.4%
	花き	12.7	14.5	15.4	15.5	12.0	5.4%
	その他	4.3	3.6	3.1	3.4	3.9	1.7%

出　典：農林水産省　市町村別農業産出額（推計）
公表日：翌々年３月



２　農業経営体数

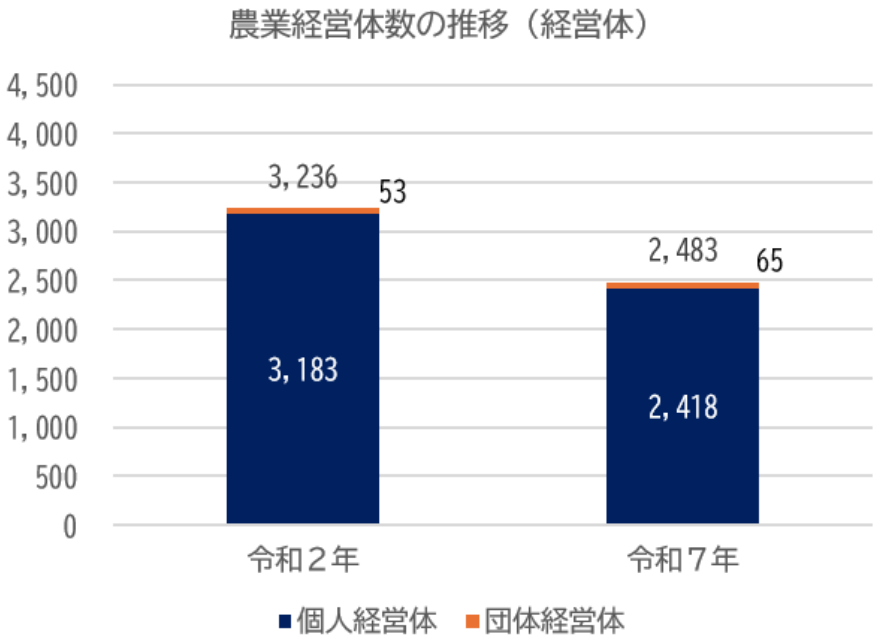
農業経営体数は、令和７年に 2,483 経営体となっており、そのうち個人経営体[3]は、2,418 経営体で 97.4%、団体経営体[4]は、65 経営体で 2.6%となっています。

また、令和２年と比較すると、農業経営体数では 753 経営体、23.3%減少しており、内訳をみると個人経営体が 765 経営体、24.0%減少しています。一方で団体経営体は 12 経営体、22.6%増加し、うち法人経営体[5]は 11 経営体、21.2%増加しています。

（単位：経営体）

区　　分		令和２年	令和７年	前回比
農業経営体数		3,236	2,483	△23.3%
	個人経営体（構成比）	3,183（98.4%）	2,418（97.4%）	△24.0%
	団体経営体（構成比）	53（1.6%）	65（2.6%）	22.6%増
	うち　法人経営体	52	63	21.2%増

出　典：2020 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　１農業経営体数
　　2025 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　１農業経営体数
基準日：２月１日



[3] 個人（世帯）で事業を行う経営体
[4] 個人経営体以外の経営体
[5] 農業経営体のうち、法人化して経営を行う者

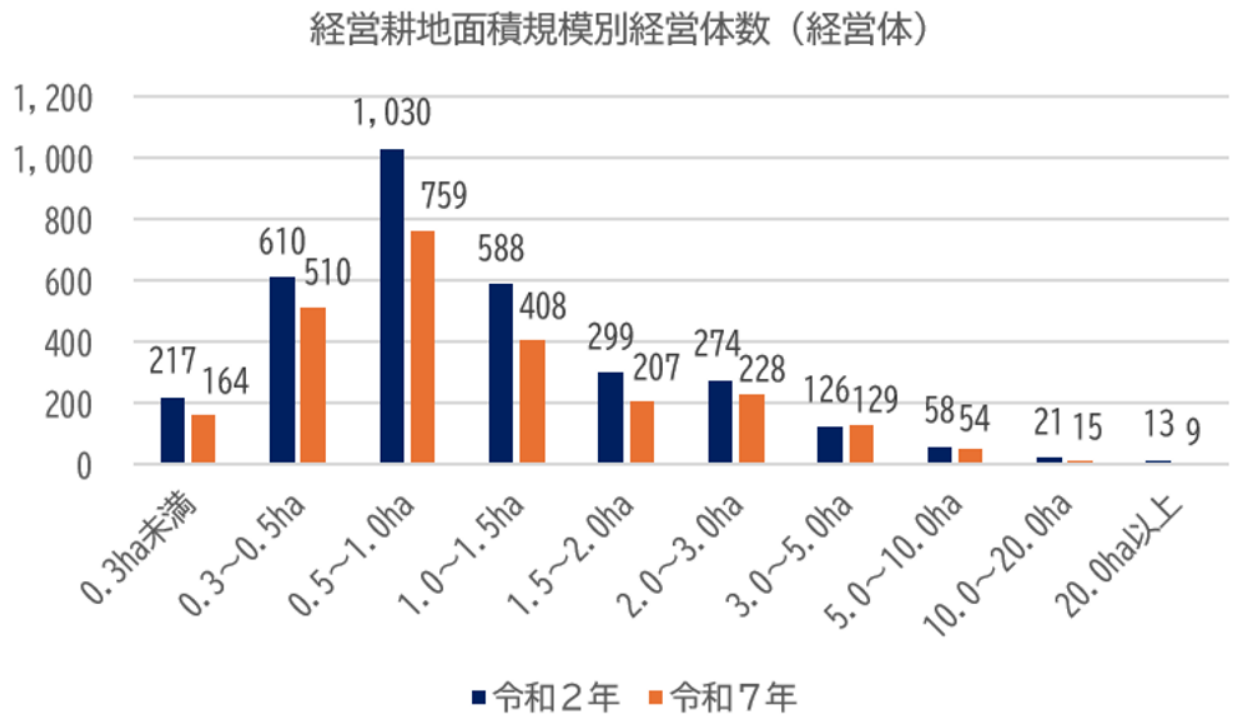
農業経営体数を経営耕地面積規模別でみると、0.5～1.0ｈａが 759 経営体（30.6%）と最も多く、次いで 0.3～0.5ｈａが 510 経営体（20.5%）であり、１ｈａ未満が 1,433 経営体（57.7%）と半数以上を占めています。

なお、１ｈａ以上を占める経営体数は 1,050 経営体であり、令和２年と比較すると 329 経営体減少していますが、構成比で比較すると経営耕地の大きい経営体は増加しています。

経営耕地面積規模別経営対数　　（単位：経営体）

区　分		～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～20.0ha	20.0ha～	計
令和2年	経営体数	217	610	1,030	588	299	274	126	58	21	13	3,236
	構成比	6.7%	18.9%	31.8%	18.2%	9.2%	8.5%	3.9%	1.8%	0.6%	0.4%	100%
令和7年	経営体数	164	510	759	408	207	228	129	54	15	9	2,483
	構成比	6.6%	20.5%	30.6%	16.4%	8.3%	9.2%	5.2%	2.2%	0.6%	0.4%	100%

出　典：2020 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　３経営耕地面積規模別経営体数
　　2025 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　３経営耕地面積規模別経営体数
基準日：２月１日



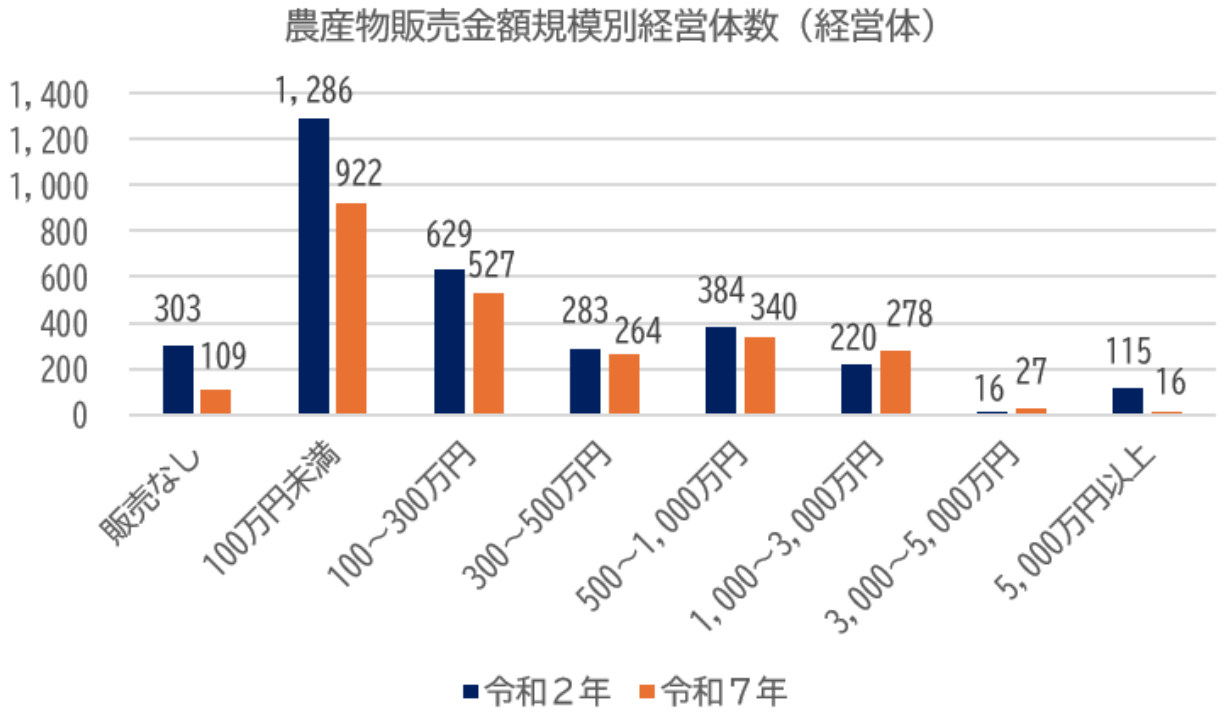
農業経営体数を農産物販売金額規模別でみると、100 万円未満が 922 経営体（37.1%）と最も多く、次いで 100 万円以上 300 万円未満が 527 経営体（21.2%）であり、300 万円未満が 1,558 経営体（62.7%）と約６割を占めています。また、令和２年と比較すると 660 経営体減少しています。

なお、300 万円以上の経営体数は 925 経営体で、令和２年と比較すると 93 経営体減少していますが、構成比で比較すると販売金額が高い経営体は増加しています。

農産物販売金額規模別農業経営体数　　（単位：経営体）

区　分		販売なし	～100万円	100～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～	計
令和2年	経営体数	303	1,286	629	283	384	220	16	115	3,236
	比率	9.4%	39.7%	19.4%	8.7%	11.9%	6.8%	0.5%	3.6%	100%
令和7年	経営体数	109	922	527	264	340	278	27	16	2,483
	比率	4.4%	37.1%	21.2%	10.6%	13.7%	11.2%	1.1%	0.6%	100%

出　典：2020 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　４農産物販売金額規模別経営体数
　　2025 年農林業センサス　２農業経営体（総数）　４農産物販売金額規模別経営体数
基準日：２月１日



３　基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数は、令和７年に 3,425 人となっており、令和２年と比較すると 1,044 人、23.4%減少しています。

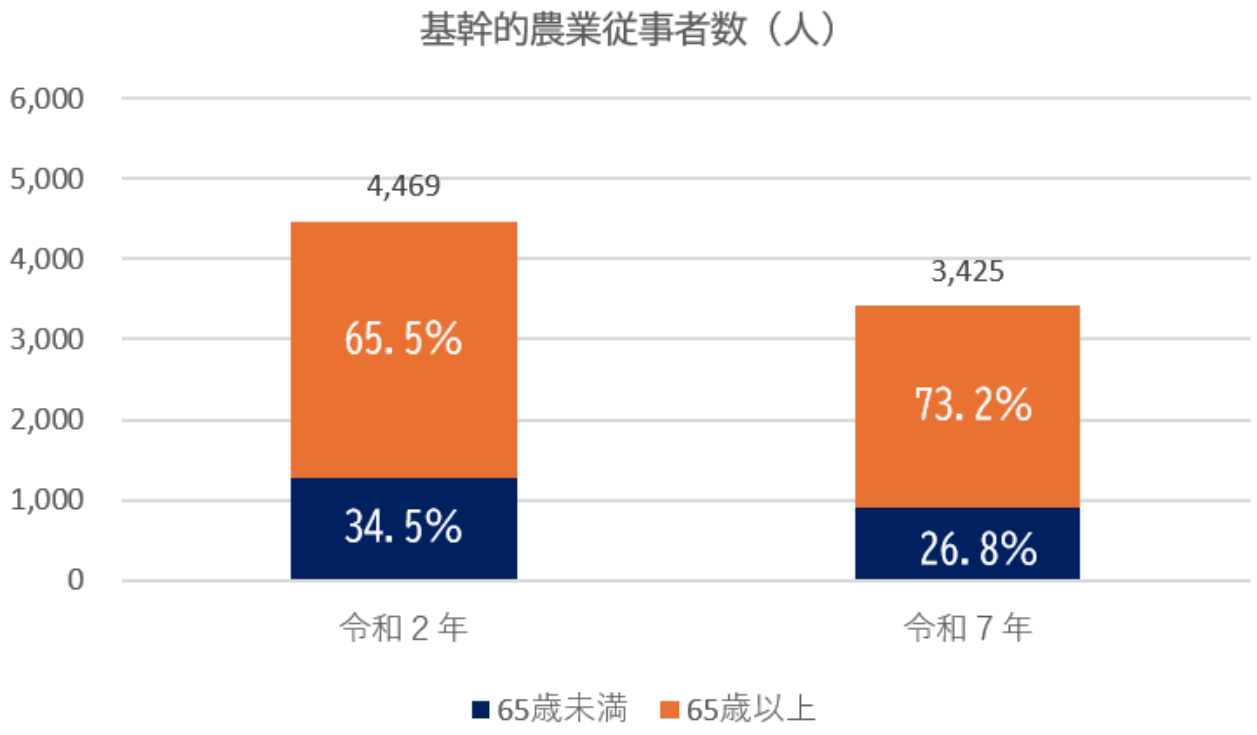
このうち、65 歳以上の基幹的農業従事者数は 2,507 人、割合は 73.2%で、令和２年と比較すると 1.7 ポイント増加しています。

（単位：人）

区　　分		令和２年	令和７年	前回比
基幹的農業従事者数		4,469	3,425	△23.4%
	うち65歳以上	3,196	2,507	△21.6%
	比　率	71.5%	73.2%	1.7ﾎﾟｲﾝﾄ増

出　典：2020 年農林業センサス　３農業経営体（個人経営体）
５年齢階層別の基幹的農業従事者数
2025 年農林業センサス　３農業経営体（個人経営体）
５年齢階層別の基幹的農業従事者数

基準日：２月１日



４　農家数

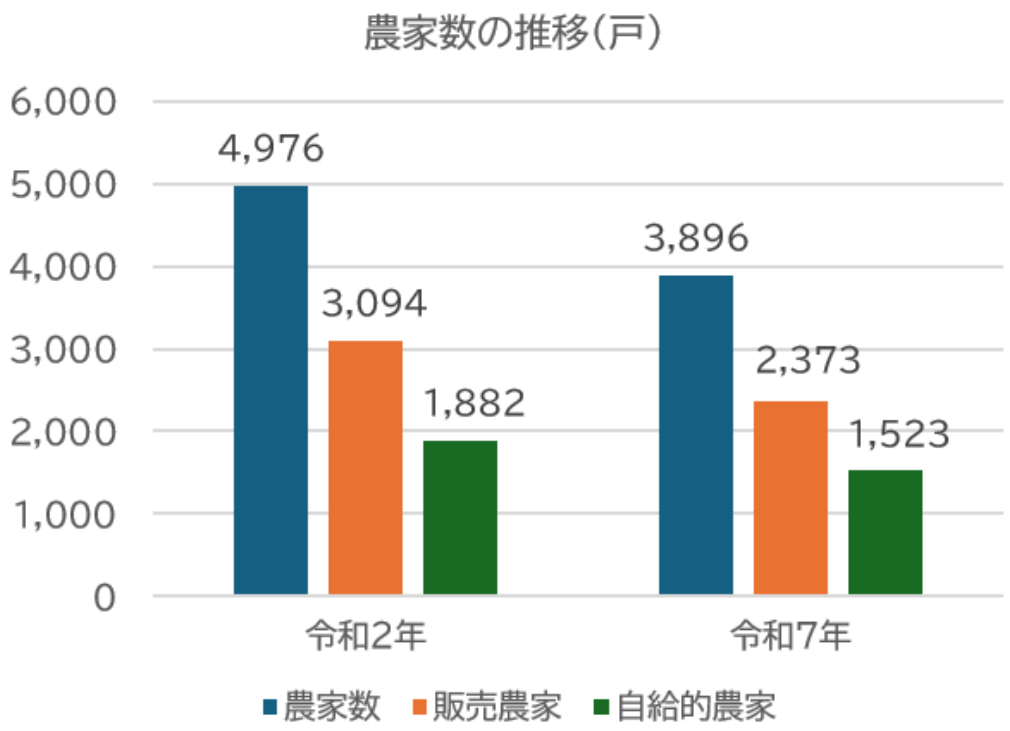
農家数は、令和７年に 3,896 戸となっており、そのうち販売農家[6]は 2,373 戸で 60.9%、自給的農家[7]は、1,523 戸で 39.1%となっています。

また、令和２年と比較すると、農家数では 1,080 戸、21.7%減少しており、内訳をみると販売農家が 721 戸、23.3%減少し、自給的農家が 359 戸、19.1%減少しています。

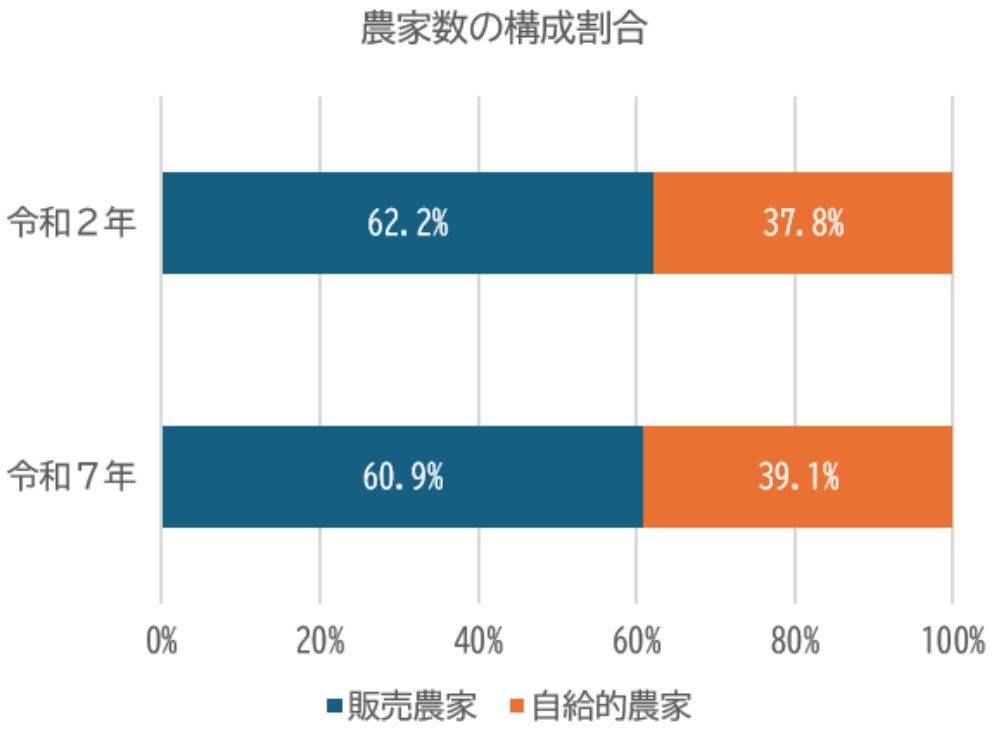
（単位：戸）

区　　分		令和２年	令和７年	前回比
農 家 数		4,976	3,896	△21.7%
	販売農家	3,094	2,373	△23.3%
	自給的農家	1,882	1,523	△19.1%

出　典：2020 年農林業センサス　６総農家等　１総農家数
　　2025 年農林業センサス　６総農家等　１総農家数
基準日：２月１日



[6] 経営耕地面積が 30ａ以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家
[7] 経営耕地面積が 30ａ未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家



５　担い手数

本市農業の中心的な担い手である認定農業者[8]は、令和７年度に 422 人となっており、令和２年度と比較すると 95 人、18.4%減少しています。

また、新規就農者[9]は令和３年度から令和７年度の累計で 237 人となっており、令和２年度と比較すると 63.4%増加しています。

（単位：人）

区　　分	令和２年度	令和７年度	前回比
認定農業者数	517	422	△18.4%
新規就農者数 （過去５年間の累積人数）	145	237	63.4%増

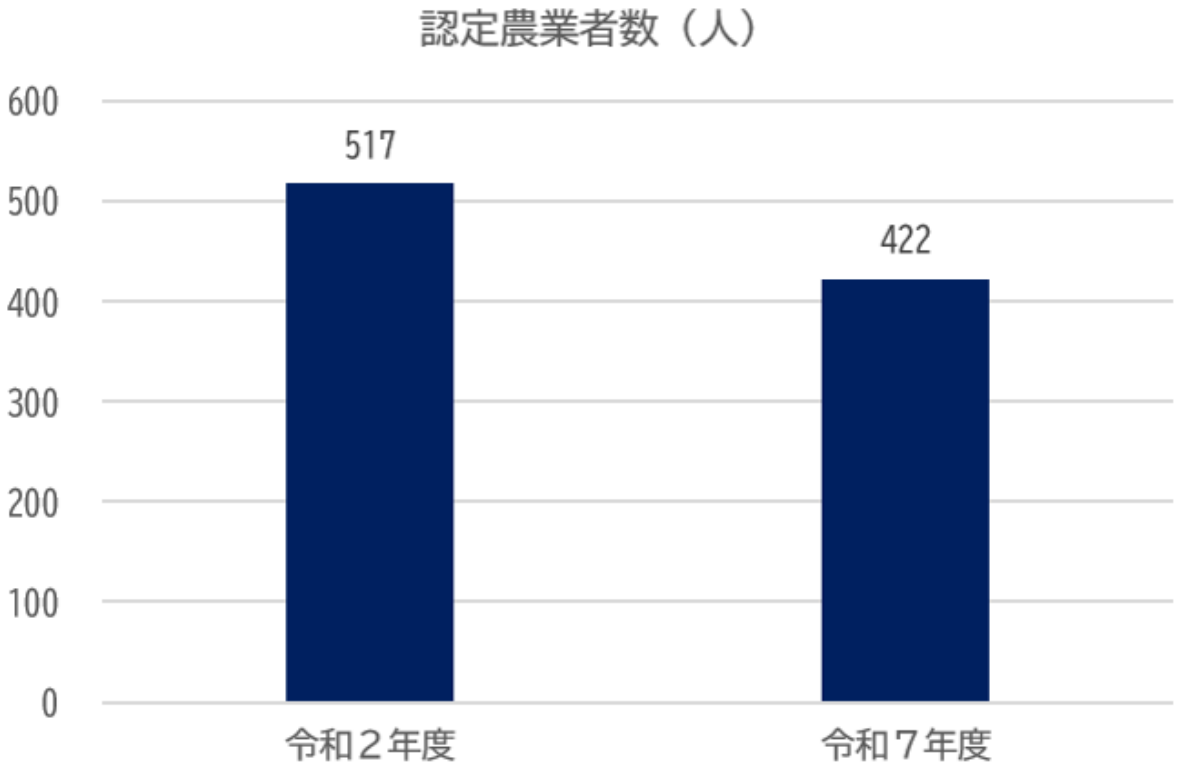
出　典：福島市農業企画課

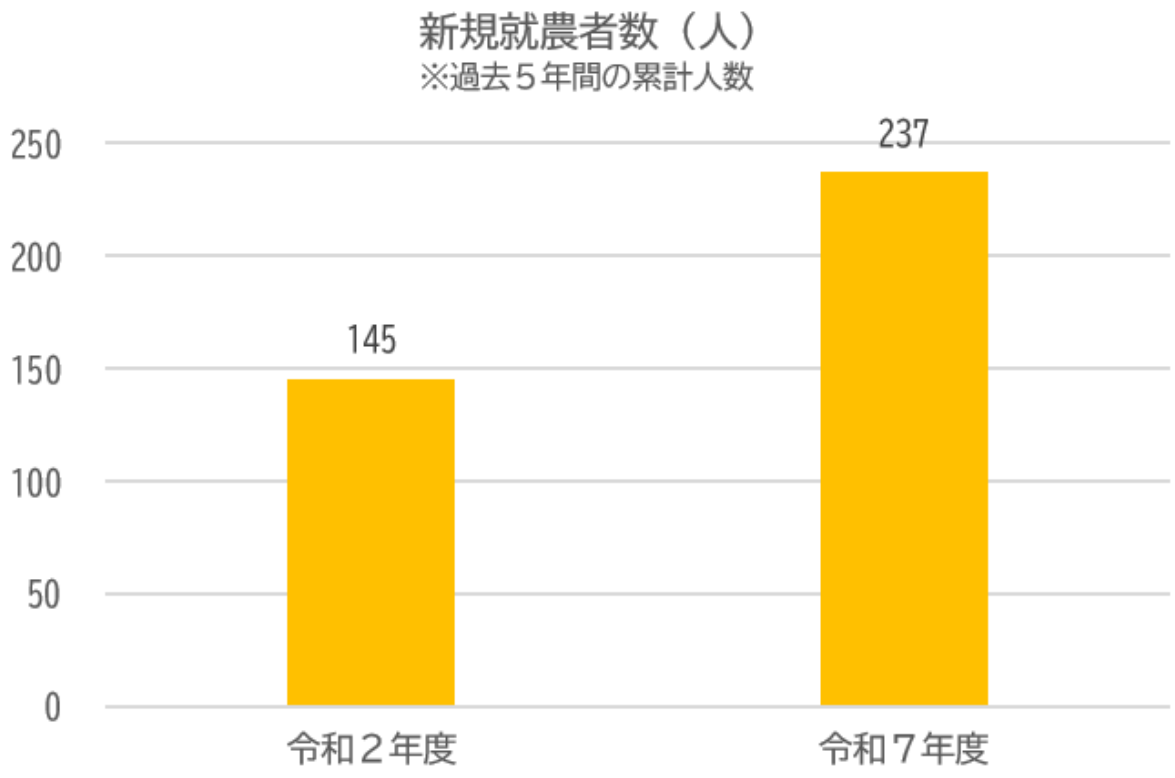
基準日：認定農業者数は３月 31 日

　　新規就農者数は５月１日

[8] 農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画について福島市から認定を受けた農業者

[9] 新たに農業を始めた者、または法人等に常時雇用されて農業に従事することになった者等


認定農業者数（人）
600
500
400
300
200
100
0
517
422
令和２年度
令和７年度


新規就農者数（人）
※過去５年間の累計人数
250
200
150
100
50
0
145
237
令和２年度
令和７年度

６　耕地面積

耕地面積は減少傾向にあり、令和７年に 6,450ｈａとなっており、令和２年と比較すると 340ｈａ、5.0%減少しています。

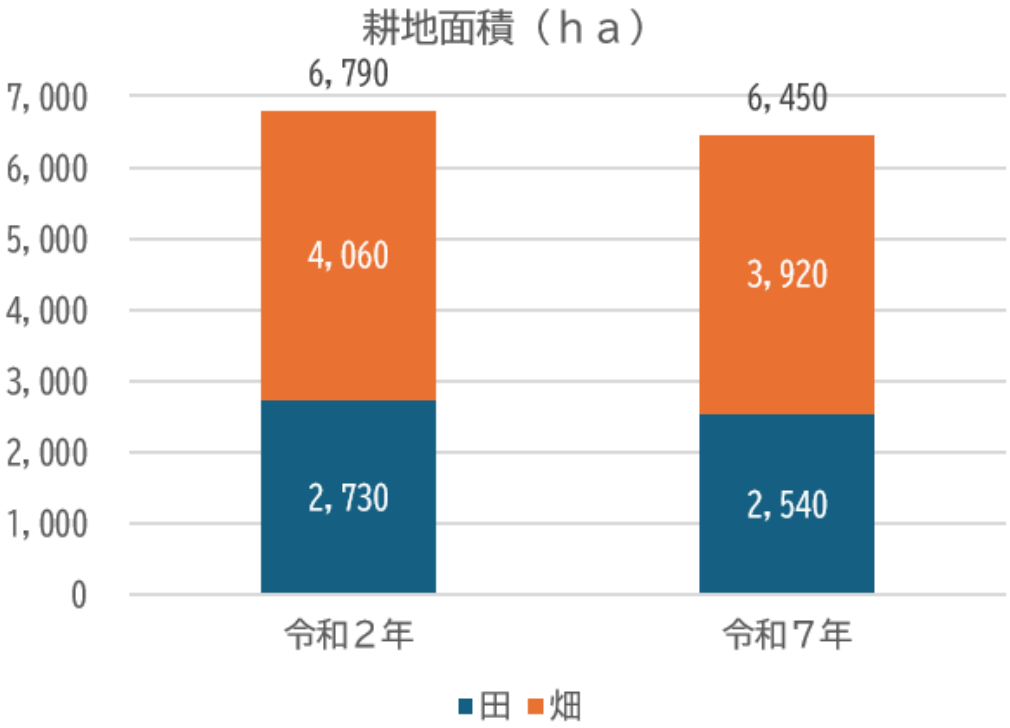
（単位：ｈａ）

区　　分		令和２年	令和７年	前回比
耕地面積		6,790	6,450	△5.0%
	田	2,730	2,540	△7.0%
	畑	4,060	3,920	△3.4%
	市域面積に占める割合	8.8%	8.4%	0.4ﾎﾟｲﾝﾄ減

出　典：農林水産省　農林水産関係市町村別統計　耕地面積

基準日：７月 15 日

※端数処理の関係で内訳計と合計は一致しない



７　農用地の利用集積面積

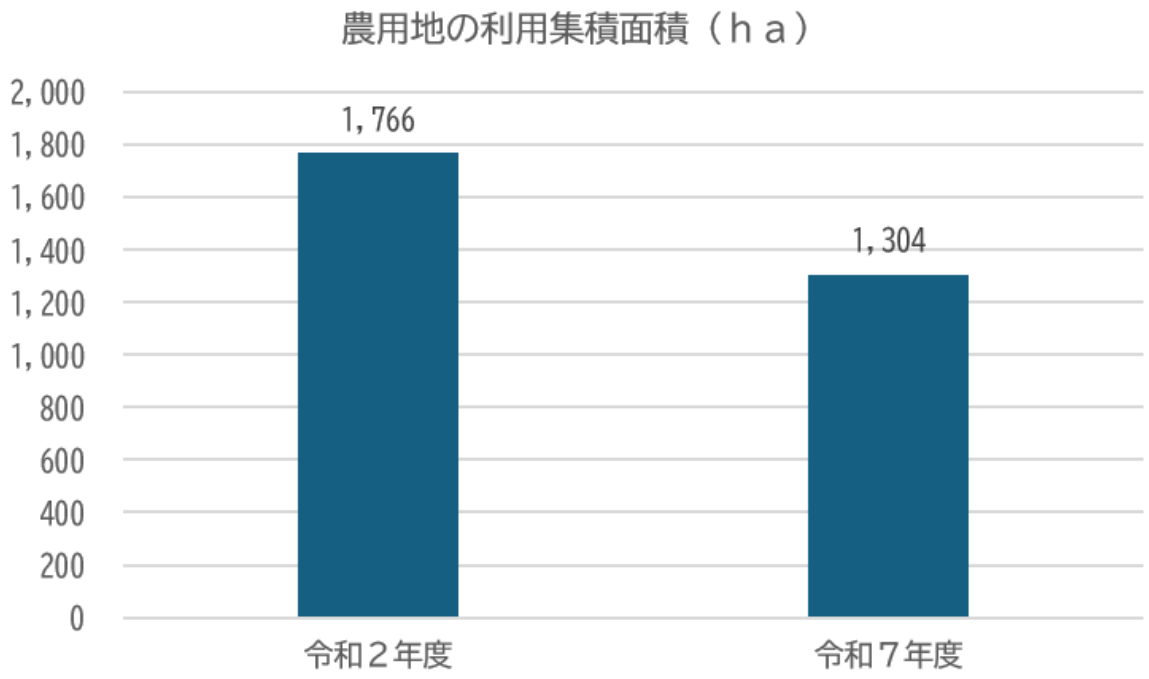
農用地の利用集積面積は、令和７年度に 1,304ｈａとなっており、令和２年度と比較すると 462ｈａ、26.2%減少しています。

（単位：ｈａ）

区　　分	令和２年度	令和７年度	前回比
農用地の利用集積面積	1,766	1,304	△26.2%

出　典：福島市農業企画課　担い手への農地利用集積状況調査中
　　認定農業者と認定新規就農者への集積面積

基準日：３月 31 日



８　遊休農地面積

遊休農地は、令和７年度に 294ｈａとなっており、令和２年度と比較すると 267ｈａ、47.6%減少しています。

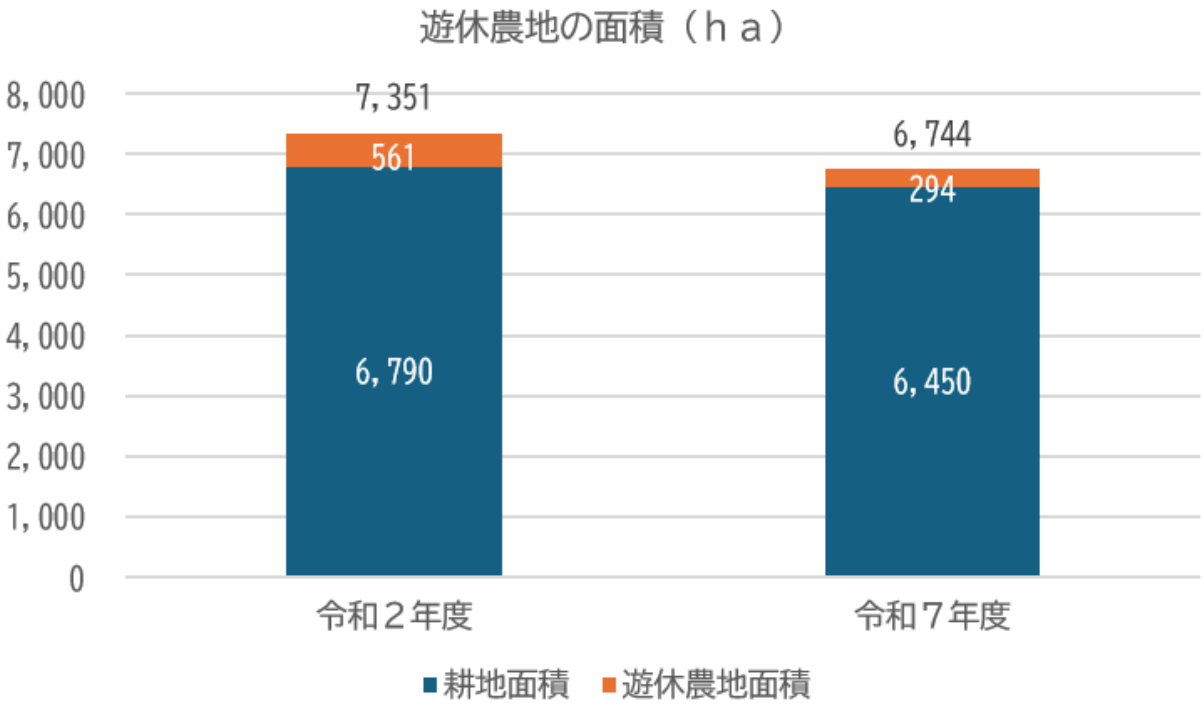
また、農地面積（耕地面積と遊休農地の合計値）に占める遊休農地の割合は、4.4%となっています。

（単位：ｈａ）

区　　分	令和２年度	令和７年度	前回比
遊休農地面積	561	294	△47.6%
農地面積に占める遊休農地の割合	7.6%	4.4%	3.2ﾎﾟｲﾝﾄ減

出　典：福島市農業委員会　農地法第 30 条に基づく利用状況調査

基準日：３月 31 日



９　有害鳥獣による農作物被害額

有害鳥獣による農作物被害額は、令和７年度に 23,963 千円となっており、令和２年度と比較すると 2,542 千円、9.6%減少しています。

また、農作物被害面積は、令和７年度に 102.9ｈａであり、令和２年度と比較すると 36.4ｈａ、26.1%減少しています。

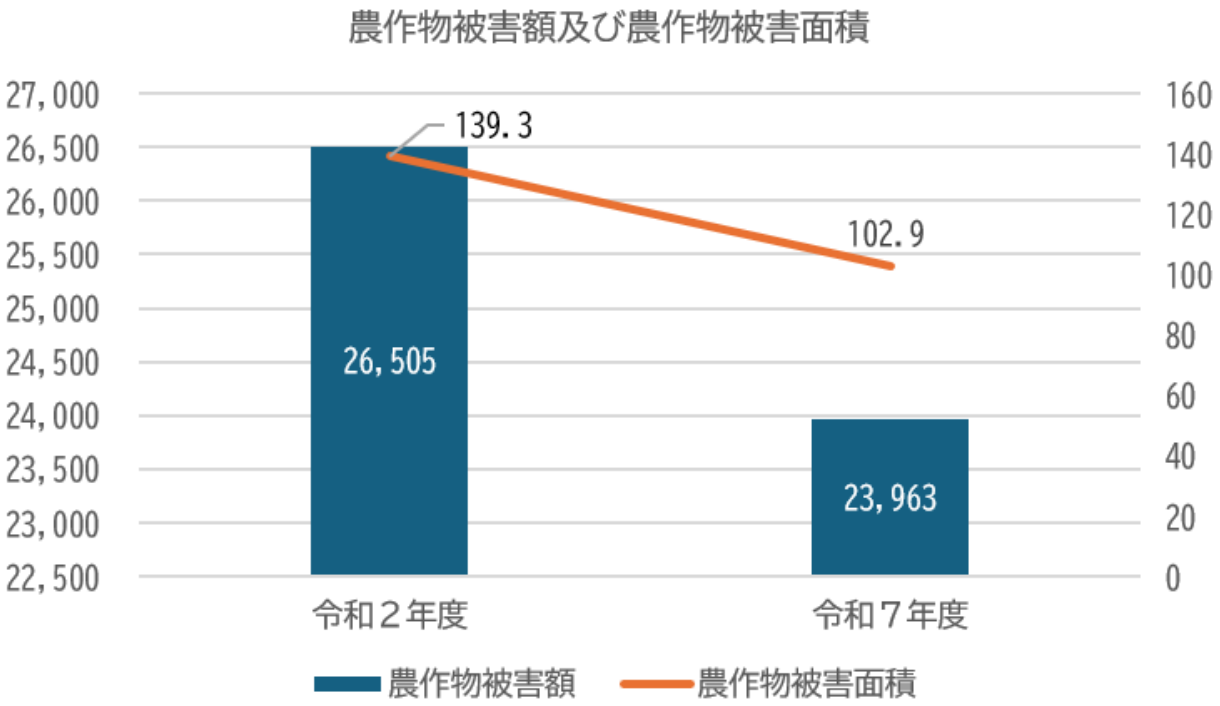
（単位：千円、ｈａ）

区　　分	令和２年度	令和７年度	前回比
農作物被害額	26,505	23,963	△9.6%
農作物被害面積	139.3	102.9	△26.1%

出　典：福島市農業企画課

基準日：３月 31 日

※対象鳥獣はニホンザル、イノシシ、カラス



10　農業生産基盤

ほ場の整備済面積は、令和７年度に田が 2,003ｈａ、畑が 1,233ｈａとなっています。

（１）ほ場整備　　（単位：ｈａ）

区　　分		令和２年度	令和７年度	前回比
田	耕地面積	2,730	2,540	△0.7%
	うち整備済	2,003	2,003	増減なし
	整備率	73.4%	78.9%	5.5ﾎﾟｲﾝﾄ増
畑	耕地面積	4,060	3,920	△3.4%
	うち整備済	1,233	1,233	増減なし
	整備率	30.4%	31.5%	1.1ﾎﾟｲﾝﾄ増
計	耕地面積	6,790	6,450	△5.0%
	うち整備済	3,236	3,236	増減なし
	整備率	47.7%	50.2%	2.5ﾎﾟｲﾝﾄ増

出　典：福島市農林整備課
　　農林水産省　農林水産関係市町村別統計　耕地面積
基準日：３月 31 日（耕地面積は７月 15 日）

（２）堰　　（単位：箇所）

管理区分	令和２年度	令和７年度	前回比
福島市	48	45	△6.2%
土地改良区、水利組合など	93	93	増減なし

出　典：福島市農林整備課
基準日：３月 31 日

（３）ため池　　（単位：箇所）

区　　分		令和２年度	令和７年度	前回比
ため池数		99	99	増減なし
うち整備済		39	39	増減なし
	整備率	39.4%	39.4%	増減なし

出　典：福島市農林整備課
基準日：３月 31 日

（４）農道　　（単位：路線、m）

区　　分	令和２年度	令和７年度	前回比
路線数	1,024	1,033	0.9%増
実延長	265,426.9	266,645.1	0.5%増
うち舗装済	49,929.1	50,230.6	0.6%増
舗装率	18.8%	18.8%	増減なし
うち砂利道（改良済含）	215,497.8	216,414.5	0.4%増

出　典：福島市農林整備課
基準日：３月 31 日

11　まとめ

令和７年度末時点での本市の農業の現状は、令和２年度末と比較して農業経営体数や農家数、基幹的農業従事者数の減少と高齢化が進行している状況です。

また、一方で遊休農地解消の進展や、有害鳥獣被害が減少しています。

（１）農業経営体数は 2,483 経営体で、23.3%減少。大半を占める個人経営体が減少する一方で、団体・法人経営体は増加。農産物販売金額 300 万円未満の小規模な経営体が全体の約６割を占めている。

（２）基幹的農業従事者数は 3,425 人で 23.4%減少し、65 歳以上が 73.2%を占める等、高齢化が一層進んでいる。

（３）農家数は 3,896 戸で 21.7%減少し、販売農家・自給的農家ともに減少している。

（４）認定農業者数は 422 人で 18.4%減少した一方、新規就農者は累計 237 人で 63.4%増加している。

（５）耕地面積は 6,450ｈａで 5.0%減少している。

（６）遊休農地面積は 294ｈａで、47.6%減少し、解消が進展している。

（７）有害鳥獣による農作物被害は、被害額・被害面積ともに減少している。

第４章

計画の内容

第１節　前計画の振り返り
第２節　主要課題
第３節　計画の構成
第４節　目指す姿
第５節　基本方針
第６節　成果指標

【フルーツライン】

福島市の北部～西部には、広大な果物畑が広がっており、その中を通る「フルーツライン（福島県道５号線沿い）」や「ピーチライン（国道 13 号線沿い平野以北）」等の愛称で親しまれる道路沿いには数多くの観光果樹園や直売店が軒を連ねています。サクランボに始まり、モモ、ナシ、ブドウ、リンゴ、イチゴと、１年を通して旬の果物を楽しむことができます。シーズン中は多くの家族連れや観光客でにぎわい、人気の観光スポットになっています。



第１節　前計画の振り返り

前計画（令和３年度～令和８年度）では、「魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています」を目指す姿とし、４つの主要課題について５つの基本方針を基に各種施策を展開してまいりました。

福島市農業・農村振興計画　体系図

【目指す姿】

魅力と活力にあふれ、次世代に向け持続成長する農業が営まれています。

【主要課題】	【基本方針】	【施策・事業】
担い手確保・育成	**1　担い手育成と多様な人材の活躍を促進する** 次世代に向け農業の持続的発展を図るため、意欲ある担い手の育成・確保や多様な人材の活躍を促進します。	(1)担い手の確保・育成 ①農業の中心となる担い手の育成 ②農業後継者や新規就農者の確保と定着 ③集落営農や農地所有適格法人等の育成・支援 ④農業経営に係る学習機会の創出及び質の向上 ⑤営農指導体制の充実 ⑥農業関係団体への支援 ⑦総合的な農業支援体制の確立 ⑧農業者との意見交換会の実施 (2)多様な人材の活躍促進 ①女性の農業経営参画の促進 ②農福連携の推進 ③移住・定住者の就農促進 ④異業種の農業参入促進
農業経営の強化	**2　農業経営を強化する** 農用地集積・集約による規模拡大、スマート農業の推進による省力化など生産性、収益性の高い農業の実現と、農業経営の安定化、６次産業化の推進により経営強化に努めます。	(1)生産性、収益性の向上 ①農用地集積・集約の促進と優良農地の確保 ②農業生産基盤の整備 ③農業施設・設備の整備 ④各種作物の生産促進 ⑤ＩＣＴ等を活用した農業の推進 (2)農業経営の安定化 ①経営安定対策等の活用促進 ②農業保険への加入促進 ③農産物のブランド化の推進 (3)６次産業化の推進 ①地域の特性を活かした新たな製品の研究開発の支援 ②農産物加工施設の活用
農村環境の保全と活用	**3　農村環境を保全し活用する** 農業資源の適切な維持管理と有害鳥獣対策など農村環境の保全により多面的機能を維持・発揮させるとともに、農村環境の活用を図ります。	(1)農村環境の保全 ①農村・里山の有する多面的機能の維持・発揮 ②耕作放棄地の発生防止と再生 ③有害鳥獣被害対策の実施 ④農業水利施設の長寿命化対策 ⑤ため池の防災減災対策の推進 (2)農村環境の活用 ①中山間地域の振興 ②農村交流促進 ③農業と観光の連携 ④農村の新たな価値の創出と活性化
農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大推進	**4　農産物の安全性の確保・品質の向上と消費拡大を推進する** 生産技術の向上のほか、病害虫防除や気候変動への対応、ＧＡＰ認証等の促進などにより、農産物の安全性確保と品質保持に努めるとともに、ＰＲ事業などによる販売力の強化、農産物の販売方法の多角化や地産地消の推進などにより消費拡大を図ります。	(1)農産物の安全性の確保と品質保持 ①病害虫の防除等による農産物の品質保持 ②農産物に関する情報提供 ③ＧＡＰ認証取得等の促進 ④放射性物質検査等の放射線対策 (2)気候変動への対応 ①環境保全型農業の推進 ②気候変動に対応した栽培管理技術等の導入 ③気候変動に対応した農業施設・設備の整備 (3)消費拡大の推進 ①トップセールス等による農産物ＰＲの推進 ②多様な販路確保・拡大 ③地元農産物への愛着を育む食育の推進 ④風評払拭に向けた取組み

5　農業振興のための連携を推進する
①農業委員会・農業協同組合等の農業関係機関との連携強化
②異業種間の交流促進、連携による新しい価値の創造
③福島大学食農学類等との連携協力

＋

新しい生活様式への対応の視点を持って、各種施策を展開



本方針における各指標、目標値、令和７年度末時点での達成状況は下記のとおりです。新規就農者数や農用地の利用集積面積、多面的機能支払交付金対象面積等の目標値（令和８年度）は達成見込みである一方、認定農業者数、侵入防止策設置距離等は達成が難しい状況となっております。

指標	基準値 （令和２年度）	目標値 （令和８年度）	実績値 （令和７年度）	達成率 （令和７年度）
農業産出額	174億円 （平成30年）	202億円 （令和６年）	196億円 （令和５年）	78.6%
認定農業者数	517人	560人	422人	０%
新規就農者数	145人 （平成28～令和３年度の累計）	285人 （令和３～８年度の累計）	237人 （令和３～７年度の累計）	65.7%
農地所有適格法人数	38法人	45法人	38法人	０%
家族経営協定数	90件	120件	101件	36.7%
農用地の利用集積面積	1,066ｈａ	1,489ｈａ	1,469ｈａ	95.3%
耕地面積	6,790ｈａ （令和２年）	6,600ｈａ （令和８年）	６，４５０ha （令和７年）	100%
農業保険加入者数	659人	900人	622人	０%
市農産物を使用した新規６次化商品数	29個 （平成30～令和２年度の累計）	75個 （令和３～８年度の累計）	68個 （令和３～７年度の累計）	84.8%
多面的機能支払交付金対象面積	2,363ｈａ	2,400ｈａ	2,249ｈａ	０%
中山間地域等直接支払交付金対象面積	579ｈａ	600ｈａ	591ｈａ	57.1%
遊休農地面積	561ｈａ	375ｈａ	294ｈａ	100%
農作物被害額	26,505千円	22,997千円	23,963千円	72.5%
侵入防止策設置距離	388,202m （平成28～令和２年度の累計）	450,000m （令和３～８年度の累計）	62,363m （令和３～７年度の累計）	０%
環境保全型農業直接支払交付金対象面積	4,672ａ	5,500ａ	2,749ａ	０%
学校給食自給率	42.0%	50.0%	42.2%	2.5%

第２節　主要課題

統計データ及び前計画の振り返りから、本市農業・農村のさらなる振興には大きく次の４つを課題として整理しました。

１　担い手確保

農業の担い手の中心である基幹的農業従事者数が減少するとともに、高齢化が著しく進行しています。さらには農家数、認定農業者数も年々減少しています。新規就農者数は増加していますが、それを上回る減少数となっています。これら農業の担い手の減少は、耕地面積の減少や遊休農地の増加の原因となります。農業の担い手を確保することは本市の喫緊の課題です。

２　農業経営の安定化・強化

担い手不足の課題を解決するためにも、農業が魅力的な職業として選ばれるよう、農業経営の安定化に加え、農業経営の強化も必要です。本市の基幹産業である農業を未来につなげるため、稼げる農業の実現が求められています。

また、病害虫被害や自然災害等に加え、近年では国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化等、農業経営に対するリスクは年々高まる一方です。これらのリスクに対応した経営を支援し、農業経営を安定化することが求められます。

３　農村の振興

農村人口の減少・高齢化が進行することで、耕作放棄や水路管理の粗放化等が生じ、農業・農村の持つ多面的機能の低下が危惧されています。加えて、近年では、異常気象による農地・農業施設への被害や、中山間地域等においてイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が増大し広域化する等の深刻な状況にあります。このため、ため池や農業用水路、取水堰等の農業水利施設の適切な維持管理のほか、有害鳥獣対策、遊休農地の発生防止等の農村環境の保全に努める必要があります。



４　農産物のブランド化と消費拡大推進

果物をはじめとした本市の農産物は誇るべき強みです。基幹産業である本市農業を持続可能なものとするため、この強みをさらに磨き上げ、ブランド化することにより「くだものの王国ふくしま」を確立させることが求められています。

また、消費拡大に向けた取組として、地域ブランド確立による本市農産物に対する認知度の向上、イメージアップにより販売力を高めるほか、風評払拭やインターネットの活用等による多様な販路の確保・拡大、地産地消を推進する必要があります。



撮影：市民フォトグラファー　櫻井恵理さん　「福島のモモ　はつひめ」

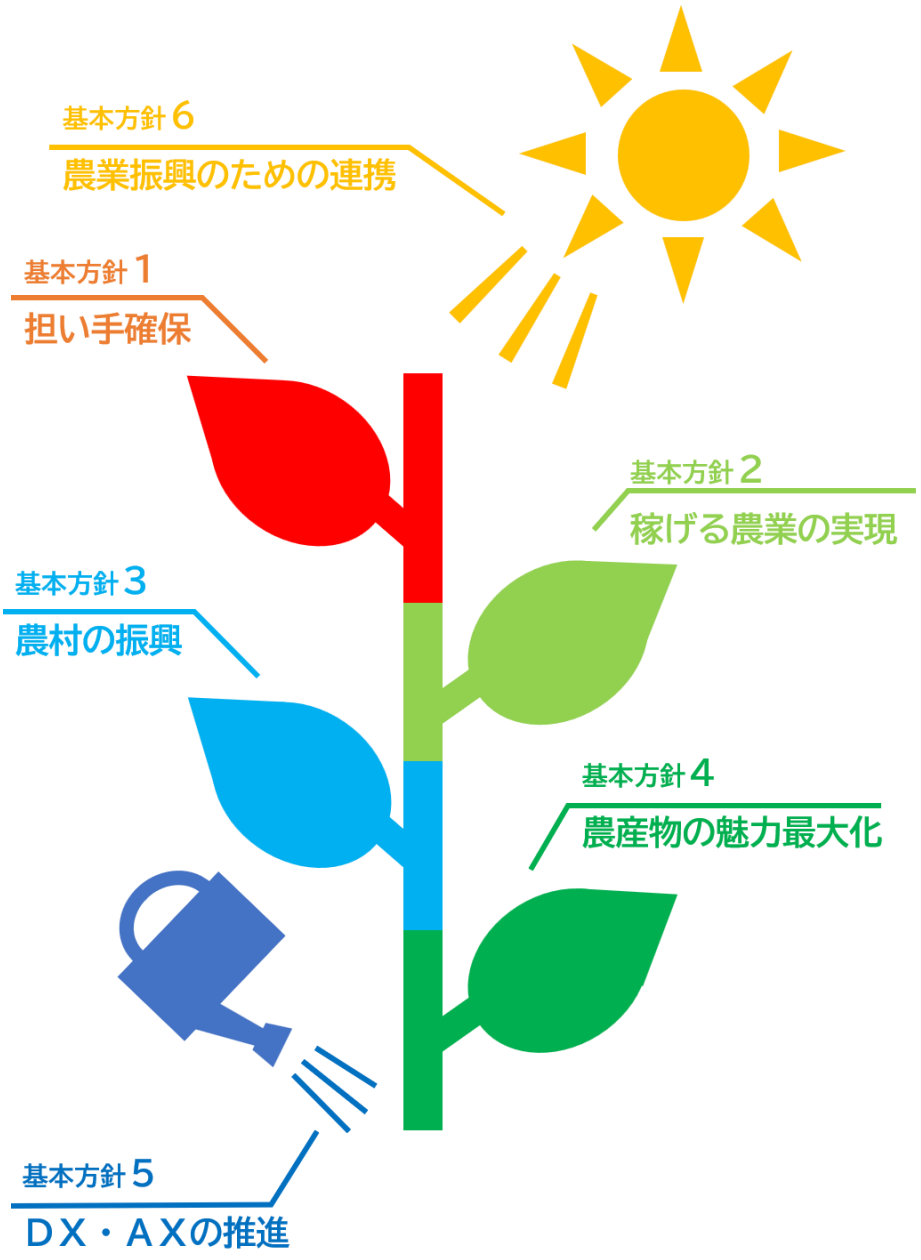
第３節　計画の構成

福島市農業・農村振興計画の構成は下記のとおりです。本市農業の目指す姿を「魅力あふれる農業を満開に～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～」とし、その実現のための基本方針を６つ設定しました。

６つの基本方針のうち、「基本方針５　ＤＸ・ＡＸの推進」と「基本方針６　農業振興のための連携」については、基本方針１～４の各種施策にも反映させるものとします。

<u>目指す姿</u>

魅力あふれる農業を満開に
～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～



第４節　目指す姿

魅力あふれる農業を満開に～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～

魅力あふれる本市の農業のポテンシャルを最大限に引き出す（＝満開にする）ため、市や農業者だけでなく、市民、関係団体等が計画に基づき、各種施策を「ともに」実行する（＝未来に種を蒔く）まちを目指します。

第５節　基本方針

基本方針１　担い手確保

新規就農者や多様な担い手を確保するとともに、担い手の育成を図ります。

基本方針２　稼げる農業の実現

農業者が安定して生産でき、所得の確保・向上に取り組みます。
気候変動対応や生産性・付加価値の向上を支援します。

基本方針３　農村の振興

農村環境を保全するとともに、農村の地域資源を活用することで、農業の持つ多面的機能を発揮させます。

基本方針４　農産物の魅力最大化

果物をはじめとした本市の農産物の魅力をさらに高め、その魅力を全国に発信します。

基本方針５　ＤＸ[10]・ＡＸ[11]の推進

デジタル技術やＡＩ技術を活用し、農業者の負担軽減を図るとともに、行政手続きの効率化を推進します。

基本方針６　農業振興のための連携

国、県、農業委員会等の行政機関、福島大学食農学部等との教育機関、農協等の農業関係機関との連携を強化するとともに、多様な業種との連携の推進による新たな価値を創造します。

[10]「Digital Transformation」の略称で、デジタル技術を活用し、ビジネスや生活を変革すること
[11]「AI Transformation」の略称で、AI 技術を活用し、業務プロセスやビジネスモデル、組織のあり方を根本から変革すること



第６節　成果指標

基本方針の各施策に紐づく成果指標は次のとおりです。

なお、成果指標については、進捗状況や評価検証の結果、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな成果指標の設定等を行います。

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
農業産出額	224億円 （令和６年）	234億円 （令和10年）
新規就農者数	209人 （令和４～７年度の累計）	188人 （令和９～12年度の累計）
認定農業者及び認定新規就農者数	482人	475人
農業法人数	70法人	80法人
女性認定農業者数	31人	43人
認定農業者及び認定新規就農者の農地利用集積面積	1,304ｈａ	1,347ｈａ
耕地面積	6,450ｈａ	6,100ｈａ
農業収入保険加入率	50.9%	63.0%
気候変動適応型農業支援事業対象面積	556ａ （令和３～７年度の累計）	1,156ａ （令和３～12年度の累計）
農作物被害額	23,963千円	20,441千円
多面的機能支払交付金対象面積	2,249ｈａ	2,170ｈａ
遊休農地面積	294ｈａ	359ｈａ
中山間地域等直接支払交付金対象面積	591ｈａ	637ｈａ
環境保全型農業直接支払交付金対象面積	1,231ａ	1,256ａ
ふるさと納税受入額（農産物）	1,453,466千円	1,636,000千円
スマート農業実装支援事業補助件数	68件 （令和６～７年度の累計）	208件 （令和６～１２年度の累計）



第５章

施策

第１節　担い手確保
第２節　稼げる農業の実現
第３節　農村の振興
第４節　農産物の魅力最大化
第５節　ＤＸ・ＡＸの推進
第６節　農業振興のための連携

【カジュワークプラス】
　福島市が実施している職員の副業制度。市内農業全体の労働力不足解消のため、職員が休日等にアルバイトで農家の収穫作業等を手伝える仕組み。職員と農家のマッチングには、１日農業バイトアプリ「デイワーク」を活用しています。令和４年度から始まり、累計 464 人（令和７年度末時点）がこの制度を活用し農作業に従事しています。



第１節　担い手確保

施策１　新規就農者への支援

〇関係機関と連携し就農に関する相談体制を確立します。
〇就農を希望する方に対し、各種助成制度の紹介や手続き等を案内するとともに、農業体験の機会を提供します。
〇経営開始にあたり必要な資金や、農業用機械、農地を取得する際の資金を支援します。
〇新規就農者を従業員として雇用した法人に対する支援を行います。
〇先輩農業者が新規就農者の営農指導や地域とのコミュニティ形成を支援するメンター制度の推進により、就農定着を図ります。

施策２　現役農業者への支援

〇「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定した、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定める「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営育成の推進目標」に基づき、認定農業者の育成に努めます。
〇ＧＡＰ等の各種認証、資格取得をサポートします。
〇意欲ある担い手が各種農畜産物生産に関する専門技術を習得し、持続的に農業に取り組んでいける環境を作るために、農業協同組合の営農指導員を通じた技術指導等を充実します。
〇地域農業の活性化と連携の強化を図るため、地域の抱える課題・要望等について農業委員等が認定農業者等の担い手と広く意見交換する場として、区域ごとに意見交換会を開催します。
〇農林業の健全な発展に資する事業であって、地域の課題を解決するために必要な取組を支援します。
〇広報紙をはじめ様々な情報媒体を活用し、農業者へ農産物や農業政策に係る情報等を提供します。
〇「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、有機農産物等に関する適切な表示について生産者へ啓発します。
〇土壌中に蓄積した放射性物質の農作物への移行抑制を目的とした吸収抑制対策事業を実施するとともに、作付け制限が解除された地区の作付け再開を支援します。
〇本市農畜産業の被害状況を踏まえ、東京電力や国へ迅速な賠償を求めるとともに、原子力損害賠償手続きが円滑に進められるよう、県、農業協同組合等の関係機関と連携して支援を行います。

施策３　農業生産組織の活動の促進

〇地域農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者組織、農業生産活動を共同して行う農業者組織、委託を受けて農業作業を行う等の組織の設立を支援し、その活動を促進する。

施策４　女性の活躍推進

〇女性の就農促進や女性の経営参画を支援するとともに、女性活躍の理解促進を図ります。

施策５　農業団体への支援

〇食料の安定供給や農業・農村の振興を図るため、農業協同組合等の組織体制の強化を支援します。
〇担い手の育成・確保や営農・経営の指導、農地流動化の促進等の取組を支援します。

施策６　農福連携の推進

〇農福連携の取組について周知をはかり、各関係機関と連携しながらマッチングを推進します。

施策７　移住・定住者への就農支援

〇就農や半農半Ｘ[12]等の営農を目的とした移住・定住の支援に向けた有用な情報発信を行います。
〇市外県外在住の移住就農希望者に対して、関係部署との連携を強化し、生活と就農の両面でワンストップ相談対応を行い、スムーズな移住就農を支援します。

施策８　異業種の農業参入促進

〇遊休農地の活用、雇用の創出等による地域農業の活性化を図るため、異業種からの農業参入を促進します。
〇農業への参入を希望する企業等に対し、農業参入に係る支援制度等の情報提供や総合的な相談対応等の支援を行います。

[12] 農業と他の仕事を組み合わせた働き方



〇既に農業参入している企業等に対しては、農業参入における現状や今後の課題について相談に応じ、経営安定化に向け支援します。

【該当する成果指標】

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
新規就農者数	209人 （令和４～７年度の累計）	188人 （令和９～12年度の累計）
認定農業者及び認定新規就農者数	482人	475人
農業法人	70法人	80法人
女性認定農業者数	31人	27人
認定農業者及び認定新規就農者の農地利用集積面積	1,304ｈａ	1,347ｈａ



撮影：市民フォトグラファー　梅津直樹さん　「桃の摘果作業」

第２節　稼げる農業の実現

施策１　「地域計画」による農地の集積・集約

〇経営規模の拡大による経営安定及び経営農地の集積による経営の効率化を図るため、地域の合意形成により作成した「地域計画」をもとに、農用地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ地域農業の中心となる意欲ある担い手への利用集積を促進します。
〇「協議の場」において目標地図等について協議を重ね、「地域計画」を継続的にブラッシュアップします。
〇「地域計画」の実現に向け、農地中間管理機構を活用した農地集積の加速化を支援します。
〇関係法令等に従い、農業振興地域内の農用地区域における優良農地の適正な管理運用に努めます。

施策２　農業生産基盤の整備

〇農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、農道や農業水利施設（堰・ため池・水路等）の整備等、農業の持続的発展を支える生産基盤の整備を推進します。
〇地域の多様なニーズに応じた農業農村整備事業（農地整備事業、水利施設整備事業、農地防災事業等）の推進を図りながら、生産基盤の強化に努めるとともに、農地の集積・集約を図ります。

施策３　農業施設・設備の支援

〇農産物の品質向上や生産量の拡大を図り、生産性・収益性のため、ライスセンターや農業用ハウス、大型農業機械等の農業施設等の整備を支援します。

施策４　各種作物の生産促進

【米】
〇本市農業の主要な作物のひとつです。人口減少に伴う需要減、食生活の多様化を背景とした米離れによる生産量や作付けの減少が今後も見込まれる中、安定した米の供給を図るため、「経営所得安定対策事業（諸外国と比べた際の生産条件の不利を補う交付金や農業収入減少に対する影響を緩和する制度）」や「水田活用の直接支払交付金（戦略作物の本作化や産地づくりを支援する制度）」に基づき、主食用米のみならず飼料用米や加工用米等への取組を促進します。



〇高品質米や良食味米、減農薬米等の特色ある米の生産を促進します。

【大豆・そば】
〇本市の振興作物となっていますが、生産安定と品質向上を図るため、作付けの団地化や担い手への作業受委託、機械化による省力化生産体制の構築を促進し、生産の定着、拡大を図ります。

【野菜】
〇本市の気象条件等に応じた品目・品種・作型の導入と施設化の促進や新技術の導入等による生産の周年化、生産性の向上を促進します。また、労働時間の短縮と作業の省力化、効率化に向けた支援に努めます。

【果樹】
〇本市の農業産出額の約６割を占める重要な基幹作物となっており、多様化する消費者ニーズや内外の産地間競争に対応するため、品質向上と安定生産に向け、優良品種導入による品種構成の適正化や出荷時期の分散化、施設栽培の拡大等を促進します。

【花き・花木】
〇市場の大型化や産地間競争に対応するため、地域条件に適した品目・品種・作型の導入やハウス等の施設整備による生産性、品質の向上及び周年生産体制の整備、省力機器導入による生産拡大等を図り、産地体制の強化を促進します。

【畜産】
〇乳用牛は、良質な牛の生産・生育により生産基盤の拡大を図り、酪農ヘルパーの利用による労働補完体制の充実等の経営の安定を支援します。
〇肉用牛は、資質改良による高品質化を図り、飼養規模の拡大を促進します。
〇家畜排せつ物を有機質肥料として有効活用を促進するとともに、農家における衛生管理の徹底と地域の防疫体制の強化に努めます。

【飼料作物】
〇自給飼料生産の効率化と省力化を図るため、高性能機械の導入を促進します。
〇水田における飼料作物の生産や遊休農地の有効活用を支援し、生産コストの低減を促進します。

施策５　経営安定化対策

〇米・麦・大豆等については、需要に応じた生産と水田農業全体としての所得向上により農業経営の安定化を図るために、関係機関・団体と連携しながら対象となる農業者へ経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金への加入を促進します。
〇青果物については、価格の著しい下落時に補償金を交付することで農業経営の安定化を図るために、青果物価格補償事業を支援します。

施策６　農業保険への加入促進

〇農業経営のリスク対策として有効な各種農業保険への加入を促進するため支援します。また、関係機関と連携し収入保険の加入要件である青色申告を始める農家を支援します。

施策７　気候変動への適応

〇気候変動に伴う栽培環境の変化に農業者が対応できるよう、営農指導員による栽培管理技術指導を支援します。
〇気候変動により大雨や猛暑等の極端化する気象の影響から農産物を保護するため、品質保持に有効な施設導入を支援します。
〇気候変動により頻発する病害虫被害を軽減するための対策を支援します。
〇病害虫の防除に向け、薬剤散布等の「化学的防除」に対する支援に加え、病斑部分の除去等の「耕種的防除」における生産者の負担軽減等、総合的な防除体制の環境整備に取り組みます。
〇関係機関と連携し気象災害に関する情報提供を通じて農作物被害の未然防止に努めます。

施策８　有害鳥獣対策

〇ニホンザル、イノシシ、カラス等による被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、生産者が自ら農地を守るための支援や助言を行うとともに、捕獲活動等を実施します。

施策９　新たな取組に対する支援

〇生産性向上のための先駆的な技術の導入や、これまで本市において本格的な生産実績がなかった作物の栽培などの新たな取組を支援します。



【該当する成果指標】

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
耕地面積	6,450ｈａ	6,100ｈａ
農業収入保険加入率	50.9%	63.0%
気候変動適応型農業支援事業 対象面積	556ａ （令和３～７年度の累計）	1,156ａ （令和３～１２年度の累計）
農作物被害額	23,963千円	20,441千円



撮影：市民フォトグラファー　今野明裕さん　「収穫の秋」

第３節　農村の振興

施策１　農村集落の支援

〇農村集落機能の低下により、保全管理が困難となってきている農地・農業用水等の農業資源や自然環境・景観について、良好な保全管理を図るため、日常の管理や長寿命化のための補修等に地域ぐるみで取り組む集落を支援します。
〇農業の発展と農村の活性化を図るため、地域の特色を生かした生産基盤と生活環境の一体的な整備事業を促進します。

施策２　遊休農地の予防・解消

〇遊休農地の発生を未然に防止し、再生利用を図るため、遊休農地の保全や解消に向けた取組を支援します。
〇遊休農地の実態把握に努めるとともに優良農地の確保と有効利用を促進します。

施策３　農業施設の長寿命化

〇農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、関係機関･団体と連携し、施設の点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理のもとで計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減します。
〇ため池の堤体崩落等による被害は、農地や住宅のほか人的な被害にも及ぶため、老朽化しているため池の改修、補強等を計画的に推進します。
〇防災重点ため池 38 か所と農業用ダム 1 か所のハザードマップを活用し、迅速な避難行動がとれるよう地域の防災意識の啓発に努めるとともに、決壊による想定被害が大きいため池に水位計を設置し監視体制を強化します。

施策４　中山間地域の保全

〇農業生産条件の不利な中山間地域において「中山間地域等直接支払交付金」を活用し、農業生産活動を維持するとともに、遊休農地の発生防止と農村環境の保全を図ります。
〇農業・農村の有する多面的機能を維持するため、集落等を単位して行う農業生産活動等を「多面的機能支払交付金」を活用することにより、中山間地域の魅力を活かした農村づくりを目指します。



施策５　環境保全型農業[13]

〇地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を促進するため「環境保全型農業直接支払交付金」を活用することにより、環境保全型農業に取り組む農業者を支援します。

施策６　都市と農村の交流促進

〇緑豊かな自然環境や良好な景観等、多様な地域資源を有する農村への評価や期待が高まっていることから、荒川区をはじめ交流都市や交流団体との農業体験や農業をテーマとした交流事業のほか、首都圏でのふくしまの食材を使用した料理メニューの提供事業等、交流推進団体と連携し都市と農村の交流活性化を推進します。
〇わいわい市民農園を活用し、市民が農業に触れる機会を創出します。
〇民間や個人の農地を活用し、市民が農業を体験する機会を創出します。

施策７　農業と観光の連携

〇あづま山麓エリアには四季の里をはじめとした農業関連施設や果樹地帯が多く立地してることから、エリアにおける様々な地域資源と連携し、県内外に本市の農村の魅力を発信します。
〇「道の駅ふくしま」や吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅ここら」において、フルーツライン沿線に位置する立地を生かし、観光情報と合わせ観光果樹園や農産物直売所の案内等を行うとともに、年間を通した品目リレーが可能である本市のくだものをＰＲすることで、産地の知名度アップと消費拡大を図ります。
〇荒川沿いの豊かな自然環境に恵まれた四季の里や水林自然林は、観光やスポーツ等で県内外から多くの来訪者を呼び込むあづま総合運動公園や民家園等の周辺施設と連携し、農林業の振興と合わせ本市観光振興につながるよう運営します。
〇本市ならではの付加価値の高い特産品づくりや販路拡大等を進め、農業と観光双方の経済波及効果の増大を目指します。

[13] 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、 土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

【該当する成果指標】

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
多面的機能支払交付金対象面積	2,249ｈａ	2,170ｈａ
遊休農地面積	294ｈａ	359ｈａ
中山間地域等直接支払交付金 対象面積	591ｈａ	637ｈａ
環境保全型農業直接支払交付金 対象面積	1,231ａ	1,256ａ



撮影：市民フォトグラファー　中込隆さん　「田んぼの風景（上鳥渡）」

第４節　農産物の魅力最大化

施策１　農産物の情報発信

〇トップセールスをはじめとするＰＲ事業の拡大やチラシの作成、イベントの実施等により、市産農産物の美味しさや安全性を積極的にＰＲし、福島ブランドのイメージ向上と、魅力アップに努めます。
〇本市農産物の放射性物質の安全性の確保と消費者の信頼回復を図るため、国、県、市等が実施する放射性物質の検査結果についての情報を発信します。

施策２　農産物の販路拡大

〇市、関係機関が一体となって、トップセールス等による大消費地を中心とした本市農産物及び本市ふるさと納税の農産物返礼品のＰＲにより、産地の知名度アップと消費拡大を図ります。
〇市場流通を基本に、観光農園での直売や産地直送等の特色ある市産農産物の流通を促進します。
〇ＳＮＳを活用した情報発信を拡大するとともに、「道の駅ふくしま」や吾妻地区多目的休憩施設「吾妻の駅ここら」、四季の里等で、四季折々の農産物、観光農園や直売所の情報を提供し、本市のＰＲと農産物の消費拡大を促進します。
〇生産者と消費者の交流や「農」とふれあう機会を通じて、地元農産物への愛着を育み、自然の恩恵、食の大切さへの理解を深める食育を推進するとともに、農業を学ぶ機会として農業ふれあい体験を実施する等、農業・農村への関心と理解の増進に努めます。
〇学校・保育施設等の給食において、本市産米･くだもの･野菜等の地産地消を促進します。

施策３　農産物のブランド化

〇本市は初夏から初冬にかけて様々な果物が採れる「くだもの王国」であり、初夏のオウトウ（サクランボ）から、夏のモモ、秋のナシ（日本ナシ・西洋ナシ）、ブドウ、初冬のリンゴやイチゴ等、一年を通した果物の提供によるブランドイメージの醸成に努めます。
〇市産くだものの知名度向上のため、市内外で開催される各種イベントへのＰＲに積極的に参加するとともに、量販店ＰＲ等を展開することにより、「福島のくだもの」のイメージづくりに取り組みます。



施策４　ＧＡＰ認証推進

〇第三者機関からＧＡＰ認証を受けることで、生産工程が管理され食品安全をはじめとする持続可能な農業生産への取組が客観的に証明されることから、制度内容を周知するとともに生産工程管理の実践を促進します。

【該当する成果指標】

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
ふるさと納税受入額（農産物）	1,453,466千円	1,636,000千円



撮影：市民フォトグラファー　櫻井恵理さん　「福島のリンゴ」

第５節　ＤＸ・ＡＸの推進

施策１　スマート農業の普及推進

〇スマート農業[14]は農作業における省力化や効率化が図られるだけでなく、栽培技術の向上・継承等も期待できるものであることから、ＡＩ技術等により近年進化を続けるスマート農業を活用した農業の啓発に努めます。
〇本市における農業者の担い手確保や農業規模拡大のため、農業者のスマート農業導入を支援します。

施策２　行政のデジタル化

〇申請や手続きについてデジタル化を推進し、農業者等の負担軽減及び、行政の事務効率化を図ります。

【該当する成果指標】

指標	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）
スマート農業実装支援事業 補助件数	68件	208件

[14] ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用する農業



第６節　農業振興のための連携

施策１　行政機関との連携

【国・県】
〇国の「基本計画」や県の「福島県農林水産業振興計画」に基づく各種施策との連携を図るとともに、国や県の財源を活用し本市農業の発展に努めます。
〇農産物の生産性及び品質の向上を図るため、県農業総合センター果樹研究所等と連携を図り、優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及等に努めます。

【農業委員会】
〇農地利用の最適化を図るため、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の支援等、「目に見える活動」として取り組みます。

施策２　福島大学食農学部等との連携

〇スマート農業の研究や有害鳥獣対策等を進めるため、市内外の各大学との連携を深めます。特に福島大学食農学部は、連携協力に関する基本協定に基づき、修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興等、活力ある地域づくりに連携して取り組みます。

施策３　農業関係機関との連携

【農業協同組合】
〇農業者の所得向上や農業生産性向上、農産物の風評払拭を図るため、農業協同組合と連携し、消費拡大の推進や担い手の育成、生産の振興、農地の有効活用等の取組を強化します。

【農業共済組合】
〇農業経営の安定を図るため、農業共済組合と連携して経営所得安定等対策事業や農業保険の加入促進等に取り組みます。

【土地改良区】
〇農業生産性の向上を図るため、土地改良区と連携し、農業生産基盤の整備や農業水利施設の維持管理を行います。



施策４　多様な業種との連携推進

〇他産業の技術・ノウハウを活かした生産技術の導入や６次産業化、販売促進、販路拡大等を進めるため、学術機関、商工業者の異業種へ情報発信する等交流を促進し、連携による新しい価値の創造に努めます。



撮影：市民フォトグラファー　半沢剛司さん　「観光農園協会開園式・ふくしまサクランボまつり」

参考資料

福島市農業・農村振興条例

平成 13 年６月 29 日条例第 31 号

福島市の農業及び農村は、吾妻、阿武隈両山系と阿武隈川など恵まれた自然にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより福島市の発展と地域社会の形成、さらには市民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料不足が危惧される一方で、農産物の輸入自由化や国内での人口減少などを要因とする食料の消費に関する構造の変化による農業経営の困難な状況などから、農業者の減少と高齢化及び耕作放棄地の増加を招き、さらには新たな環境問題の発生や気候変動など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本市の基幹的産業である農業を持続可能で魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、災害に強い農地整備に取組むとともに、自然災害のリスクに備え、地理的、気候的特性さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究機関からの支援及び新技術の普及の充実を図り、農地経営の継承に資する多様な担い手や創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産性の向上や生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、環境と調和した農業を推進するとともに、農用地等の保全、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、市民一人一人が農業に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら地域農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島市の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民に対する食料の安定供給を図り、もって環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立及び豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　農業は、その有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農

業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第４条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性に鑑み、人口減少に伴う農業者の減少、気候変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上、農産物の付加価値の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

２　農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興及び活性化が図られなければならない。

３　農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、農業及び農村の振興に向け、地域の特性に配慮しながら、国、県、農業者及び農業団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

２　市は、国及び県に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

（農業者及び農業団体の努力）

第４条　農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の安定的な供給を図り、自給率の向上に努めるとともに農村及び地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取組むよう努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、農業及び農村について理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることによって、地域農産物の消費者として、その農産物の持続的な供給に寄与しつつ、その消費及び利用の促進を図ることにより農業及び農村の振興に協力するものとする。

第２章　農業及び農村の振興に関する基本施策

第１節　農業及び農村の振興の基本方針



（基本方針）
第６条　市は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
（１）農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
（２）魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
（３）安全かつ良質な食料の安定供給及び健全な食生活の確立を図ること。
（４）環境と調和し持続的に発展する農業の確立及び林業との連携を図り、農業の社会的機能の啓発に努めること。
（５）豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第２節　農業及び農村の振興の主要施策

（農業の担い手の確保等）
第７条　市は、農業後継者をはじめとする農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業者及び農業の新たな担い手に対し、生産技術の習得及び向上並びに経営管理能力の向上に必要な教育、研修及び伴走支援の充実その他の措置を講ずるものとする。

（農業経営の安定等）
第８条　市は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報利用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（優良農地の確保）
第９条　市は、農業生産性の向上を図るため、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、耕作放棄地の抑制及び利用その他必要な措置を講ずるものとする。

（優良品種の検討）
第 10 条　市は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、試験研究機関及び大学等との連携により、優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の推進）
第 11 条　市は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化）
第 12 条　市は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化並びに販路の拡大を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）農業生産工程管理の取組の推進による高い品質を有する品種の導入の促進及び品種改良の支援
（２）産地銘柄の確立
（３）食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進
（４）学校給食、観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大
（５）流通体制の整備

（環境と調和した農業の推進）
第 13 条　市は、環境と調和し、持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び農業の自然循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるとともに、有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証に係る理解の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）
第 14 条　市は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動及び都市と農村との交流の促進並びに農業に関する体験学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

（中山間地域等の総合的な振興）
第 15 条　市は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、農業生産基盤及び生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した農業と他の産業との複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能の発揮に関する市民理解の促進）
第 16 条　市は、農業及び農村の有する多面的機能が発揮されるよう、情報の提供、学習の機会の充実その他市民理解の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（女性の活躍の推進）
第 17 条　市は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営、女性の地域活動への参画及び連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（農業団体との連携強化）
第 18 条　市は、持続的に発展する農業の実現を図るため、主要施策の実現に当たっては、農業団体との連携を強化し、その活動に必要な支援に努めるものとする。

第３章　農業及び農村の振興に関する施策の推進

（基本計画の策定）



第 19 条　市長は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。
２　基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとし、必要に応じ見直しを行うものとする。
３　市長は、基本計画を策定するに当たっては、福島市農業振興審議会の意見を聞かなければならない。
４　市長は、第１項の規定により基本計画を策定したときは、これを議会に報告しなければならない。

（先端的な技術等を活用した生産性の向上）
第 20 条　市は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入の促進に努めるものとする。

（農地の保全に資する共同活動の促進）
第 21 条　市は、農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動（以下この条において「共同活動」という。）が、地域の農業生産活動の継続及び多面的機能の発揮に寄与し、農地経営に重要な役割を果たしていることに鑑み、共同活動の促進に必要な情報通信技術を含む施策を講ずるものとする。

（年次報告）
第 22 条　市長は、毎年、議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

（財政上の措置）
第 23 条　市は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（啓発）
第 24 条　市は、農業及び農村の振興に対する市民理解の促進のため、市民に対する農業、農村及び地産地消並びに食文化の維持保存に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和６年９月 30 日条例第 69 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（令和７年６月 30 日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行する。